

提供条件

(1) 電気供給サービス提供者
・電気供給サービス提供者：[トリニティエナジー株式会社](#)

(2) 電気供給サービス対象者
以下、すべての条件を満たすお客様が対象となります。

- ・契約電力50kW未満の低圧契約であること
- ・一般送配電事業者管内（沖縄電力を除く）での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
- ・[トリニティエナジー株式会社 電気小売約款](#)に承諾いただけないこと

(3) 電気料金
電気契約者が契約に基づき支払う料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金など別紙にて定めた各項目の合計といたします。

【事務手数料】 (円、税込)

電気料金とご使用量のお知らせ(郵送)	220 円
--------------------	-------

口座振替手数料	110 円
---------	-------

※通知書発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。

※口座振替手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。（口座振替のお客様のみ）

(4) 契約期間

- ・契約期間は原則として1年（供給開始日から起算）といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。

(5) 解約金

- ・最低利用期間は通常供給開始日から1年とし、最低利用期間内の変更または解約に対し、解約金は発生いたしません。

(円、税込)

解約金	0 円
-----	-----

お申込み方法

- ・[トリニティエナジー株式会社](#)の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気小売約款に承諾のうえ、[トリニティエナジー株式会社](#)所定のWeb申込みにて必要事項を入力しお申込みください。
- ・お申込みの際に、お客様が契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることができます。

供給開始時期

- ・お客様から当社へのお申込み完了後、一般送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。供給開始時期については、弊社所定の方法により通知いたします。

電気料金の算定

(1) 電気料金の算定期間

- ・原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。（契約開始月または廃止月を除く）
- ・契約開始月の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日といたします。
- ・契約廃止月の算定期間は、直前の検針日から供給廃止日の前日といたします。
- ・一般送配電事業者からの検針の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがありますので予めご了承ください。

(2) 使用電力量の算定

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により行います。
- ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

お支払い

(1) 支払方法

お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカード払いをご選択いただきます。

(2) お支払い期日

弊社指定の支払い期日を別途お知らせいたします。当該支払期日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。

(3) 請求額の確認

毎月の電気料金と使用量は請求書データ内にてご確認いただけます。

(4) 請求書発行手数料

請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料220円（税込）」が別途必要となります。

(5) 翌月請求分への合算

一般送配電事業者からの検針の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがありますので予めご了承ください。

(6) 延滞利息の請求

契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、消費税等相当額を差し引いた金額に1日あたり0.0274%を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料（330円/税込）を合算して請求させていただくことがあります。

(8) 解約

お客様が次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することができます。

・お客様が料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いしない場合

・電気小売約款によって支払を要することになった料金以外の債務（延滞利息、延滞通知手数料等、その他電気小売約款から生ずる金銭債務）を支払わない場合

・その他電気小売約款に定めた解約用件に該当する場合

電気需給契約を解除した日が電気小売約款最低利用期間に満たない場合は、解約金が発生する可能性があります。

解約・変更手続き

(1) お客様からの解約・変更の受付

お客様が解約・変更を希望される場合は、[トリニティエナジー株式会社コールセンター](#)へご連絡ください。

(2) 弊社からの変更内容のお知らせ

変更事項等は書面、電子メール、インターネット上の開示等、弊社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。

・みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。

・一般送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入りさせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

個人情報の利用目的について

・お客様の個人情報は、当社が別途定めるプライバシーポリシーの規定に従い取り扱わせていただきます。

・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で一般送配電事業者、電力広域的運用推進機関、小売電気事業者との間で共同利用いたします。

※上記記載価格は、[消費税10%](#)に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は令和3年4月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただくことがございます。

上記の事項は「電気事業法（平成26年6月18日改正）」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。